

9 料金に関する詳細

		介護保険適用後の 1月あたりの 自己負担金 ※1 割負担の場合	介護保険適用後の 1月あたりの 自己負担金 ※2 割負担の場合	介護保険適用後の 1月あたりの 自己負担金 ※3 割負担の場合
要支援1 予防通所リハビリ 11 ※1		2,279 円	4,558 円	6,837 円
要支援2 予防通所リハビリ 12 ※1		4,439 円	8,878 円	13,317 円
生活行為向上リハ加算 ※2		6月以内 624 円	6月以内 1,248 円	6月以内 1,872 円
若年性認知症受入加算 ※3		267 円	533 円	800 円
要支援1 12月超減算 11 ※4		- 23 円	- 45 円	- 67 円
要支援2 12月超減算 12 ※4		- 45 円	- 89 円	- 134 円
運動機能向上加算 ※5		250 円	500 円	750 円
口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ ※6		23 円 (/6月)	45 円 (/6月)	67 円 (/6月)
口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ ※7		6 円 (/6月)	11 円 (/6月)	17 円 (/6月)
口腔機能向上加算Ⅰ ※8		167 円	333 円	500 円
口腔機能向上加算Ⅱ ※9		178 円	356 円	533 円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ1 ※10	運動機能向上及 び栄養改善	533 円	1,066 円	1,599 円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ2 ※10	運動機能向上及 び口腔機能向上			
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ3 ※10	栄養改善及び 口腔機能向上			
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ ※10	運動機能向上、 栄養改善及び口 腔機能向上	777 円	1,554 円	2,331 円

事業所評価加算 ※11	134 円	267 円	400 円
科学的介護 推進体制加算 ※12	45 円	89 円	134 円
要支援 1 サービス提供体制加算 I 1 ※13	98 円	196 円	293 円
要支援 1 サービス提供体制加算 I 2 ※13	196 円	391 円	586 円
処遇改善加算 I ※14	サービス提供単位数×47/1000×11.1		
特定処遇改善加算 I ※15	サービス提供単位数×20/1000×11.1		
令和 3 年 9 月 30 日までの上乗せ分 ※16	所定単位数の 0.1%加算		

◎前途の加算は月 1 回の算定であり、サービス担当者会議を通じ、必要と認められる場合は継続します。

◎各上記計画は利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

- ※1 指定介護予防サービス基準に規定する事業所において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に算定する。
- ※2 生活行為の内容の充実のための目標、当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定め、リハビリテーションを提供し、居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施している場合に算定する。
- ※3 若年性認知症利用者に対して指定介護予防リハビリテーションを行った場合に算定する。
- ※4 利用を開始した日の属する起算して 12 月を超えた期間に指定介護予防リハビリテーションを行った場合に減算する。
- ※5 理学療法士等が共同して、運動機能向上計画を作成し、それに従って運動機能向上サービスを行い、定期的に記録、進捗状況の評価をしている場合に算定する。
- ※6 口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供している場合に算定する。
- ※7 栄養改善加算や口腔機能向上を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供している場合に算定する。
- ※8 口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに従い口腔機能向上サービスを行い、定期的に記録をする。計画の進捗状況を定期的に評価した場合に算定する。
- ※9 ※8 に加え、情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
- ※10 複数のサービスを組み合わせて実施するにあたり、担当する専門の職種が相互に連携を図り、効果的なサービス提供方法等について検討し、複数のサービスを実施した場合に算定する。
- ※11 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合。
- ※12 ADL 値、栄養状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じリハビリテーション計

画を見直すなど、上記の情報、その他指定予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定する。

- ※13 介護福祉士が70%以上配置されている場合に算定する。
- ※14 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県に届け出た事業所がサービスを提供した場合に算定する。
- ※15 上記を算定し、職場環境等要件の中で資質の向上等の取り組みを行い、それをホームページ等への記載を通じて「見える化」を行い、サービスの種別により定められたサービス提供体制強化加算等を算定している場合に算定する。
- ※16 すべての介護サービスについて新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せする。

[自費負担分]

昼食費	740 円	
リハビリパンツ	250 円	
尿とりパット	70 円	
送迎代	500 円	※足立区外の場合
区分支給限度額を超える料金	全額	

[無料提供]

- ・おしぼり
- ・お誕生日カード
- ・レクレーション
製作に係る費用

附 則

この規定は、2021年4月1日から施行します。